

入 所 基 本 料 金 R5年8月より

○入所料金表：(月30日計算)

		1割負担				2割負担	3割負担	
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②			第4段階
多 床 室	要介護1	33,300円	47,100円	54,900円	76,200円	78,960円	103,230円	127,500円
	要介護2	34,770円	48,570円	56,370円	77,670円	80,430円	106,170円	131,940円
	要介護3	36,690円	50,490円	58,290円	79,590円	82,350円	110,010円	137,670円
	要介護4	38,250円	52,050円	59,850円	81,150円	83,910円	113,160円	142,380円
	要介護5	39,900円	53,700円	61,500円	82,800円	85,560円	116,460円	147,360円
個 室	要介護1	45,720円	48,420円	80,820円	102,120円	115,410円	137,400円	159,390円
	要介護2	47,100円	49,800円	82,200円	103,500円	116,790円	140,160円	163,560円
	要介護3	49,020円	51,720円	84,120円	105,420円	118,710円	144,000円	169,290円
	要介護4	50,640円	53,340円	85,740円	107,040円	120,330円	147,240円	174,180円
	要介護5	52,200円	54,900円	87,300円	108,600円	121,890円	150,390円	178,890円

上記表は、「サービス費」・「食費」・「部屋代(第1段階は除く)」

○入所加算表

項 目	1回又は1日あたりの負担額			30日間あたりの負担額		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
①サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(日額)	19円	37円	56円	570円	1,110円	1,680円
②夜間職員配置加算(日額)	25円	50円	74円	750円	1,500円	2,220円
③介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、所定単位数に加算	3.9%	3.9%	3.9%	※(個々による計算が必要となります。)		
④介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)、所定単位数に加算	2.1%	2.1%	2.1%	※(個々による計算が必要となります。)		
(R4年追加)介護職員等ベースアップ等支援加算	0.8%	0.8%	0.8%	※(個々による計算が必要となります。)		
⑤入所後、30日以内初期加算(日額)	31円	62円	93円	930円	1,860円	2,790円
⑥短期集中リハビリテーション加算(1回)	247円	493円	740円	4,940円	9,860円	14,800円
				※(週5回4週として計算しています。)		
⑦認知症短期集中リハビリテーション加算(1回)	247円	493円	740円	2,964円	5,916円	8,880円
				※(週3回4週として計算しています。)		
⑧認知症ケア加算(日額)	78円	156円	234円	2,340円	4,680円	7,020円
⑨若年性認知症加算(日額)	124円	247円	370円	3,720円	7,410円	11,100円
⑩療養食加算(1食につき)	7円	13円	19円	630円	1,170円	1,710円
				※(1日3食として計算しています。)		
⑪在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ(日額)	35円	70円	105円	1,050円	2,100円	3,150円
項 目	月額又は入所中1回の負担額					
⑫リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(月額)	34円	68円	102円			
⑬科学的介護推進体制加算Ⅱ(月額)	62円	124円	185円			
⑭褥瘡マネジメント加算Ⅰ／Ⅱ(月額)	3円／14円	6円／27円	9円／40円			
⑮安全対策体制加算(入所時)	21円	41円	62円			

※その他の加算については、該当者のみとなります。

- ・クリーニング希望の際は、別途ご案内いたします。月額約6,000円前後で利用枚数により価格は変動します。
- ・教養娯楽に関する費用については、実費相当分徴収します。
- ・散髪代は、1回につき1,870円となります。
- ・テレビレンタルをご希望の場合は、月額3,500円(日額130円)となります<一般棟の方のみ>。
- ・歯科往診及びその他の受診により、一部又は全額負担が生じる場合があります。

- ・条件を満たす方は、食費・居住費が減額される負担限度額認定の申請が可能となります。
- ・利用料が基準を超える方は、高額介護サービス費の対象となります。対象者には市町村から手続き書類が届きます。